

第156号～第173号・第175号～第178号議案

公の施設の指定管理者の指定について（ふれあいセンター）

目次	ページ
1 施設の概要	1～27
2 現在の指定管理者の概要	28～29
3 指定管理者候補者の選定について	30～31
4 次期指定期間	31

【参考】

(1) 事業計画書概要	32～53
(2) 共通仕様書	54～61

中央総合事務所  
東総合事務所  
南総合事務所

令和3年11月



# 1 施設の概要

## (1) 全体位置図

※点線は中学校区を示す



(2) 位置図（個別）、外観

ア 小島地区ふれあいセンター



国土地理院地図（施設名追加）



イ 緑が丘地区ふれあいセンター



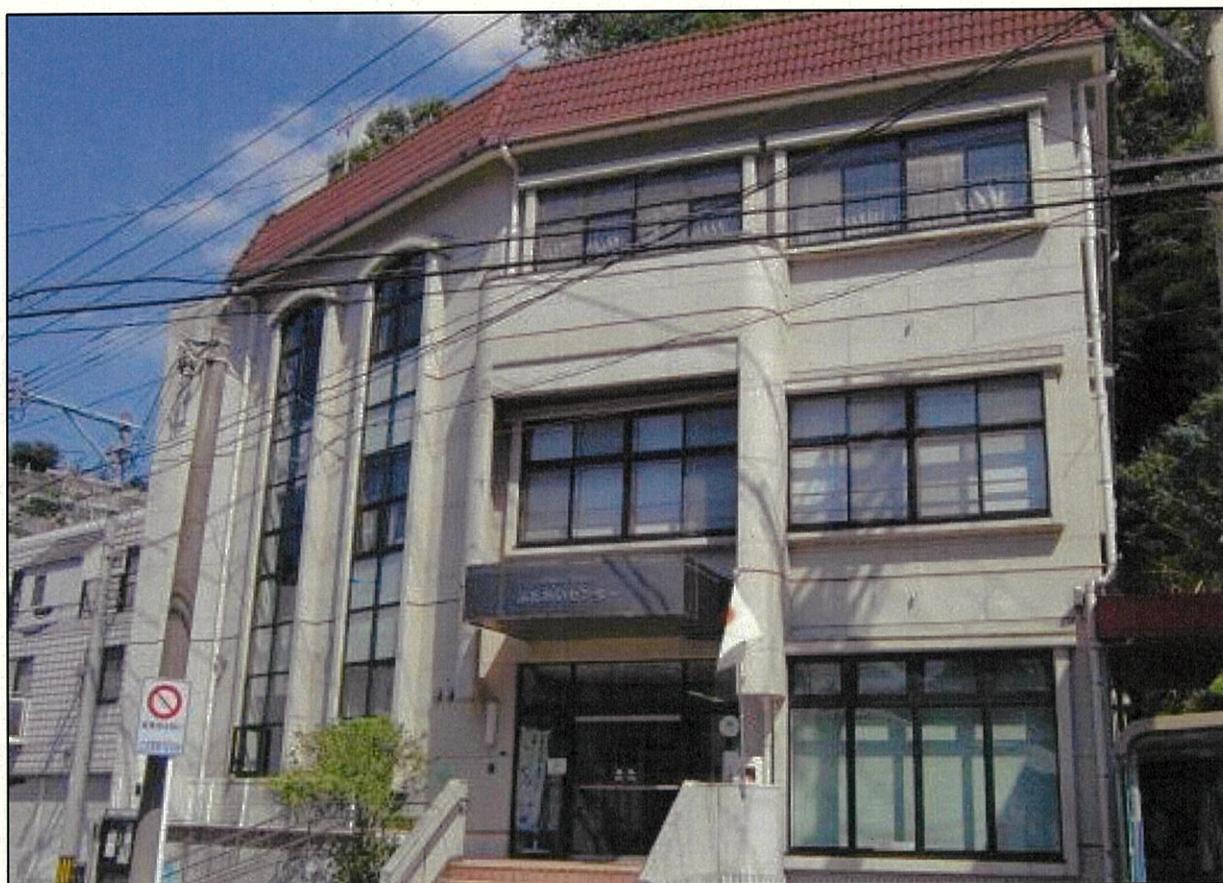
国土地理院地図（施設名追加）



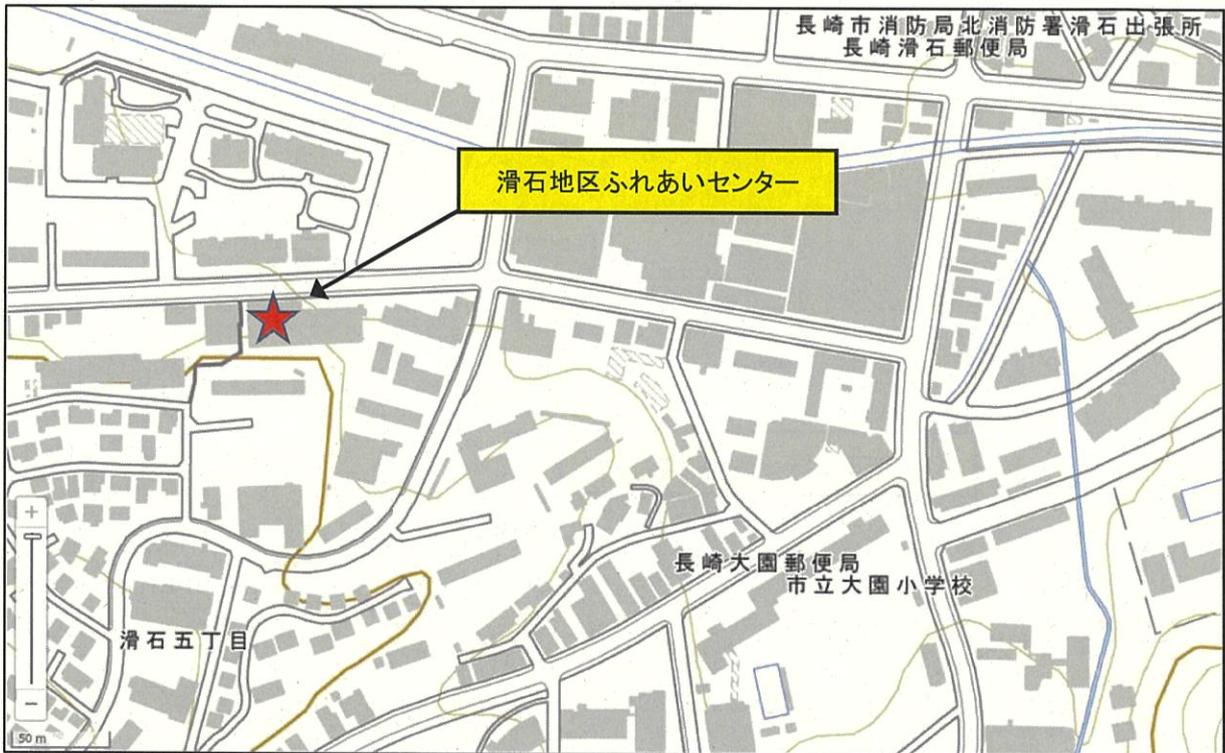
ウ 戸町地区ふれあいセンター



国土地理院地図（施設名追加）



エ 滑石地区ふれあいセンター



国土地理院地図（施設名追加）



# オ 仁田佐古地区ふれあいセンター



国土地理院地図 (施設名追加)



カ 三川地区ふれあいセンター



国土地理院地図（施設名追加）



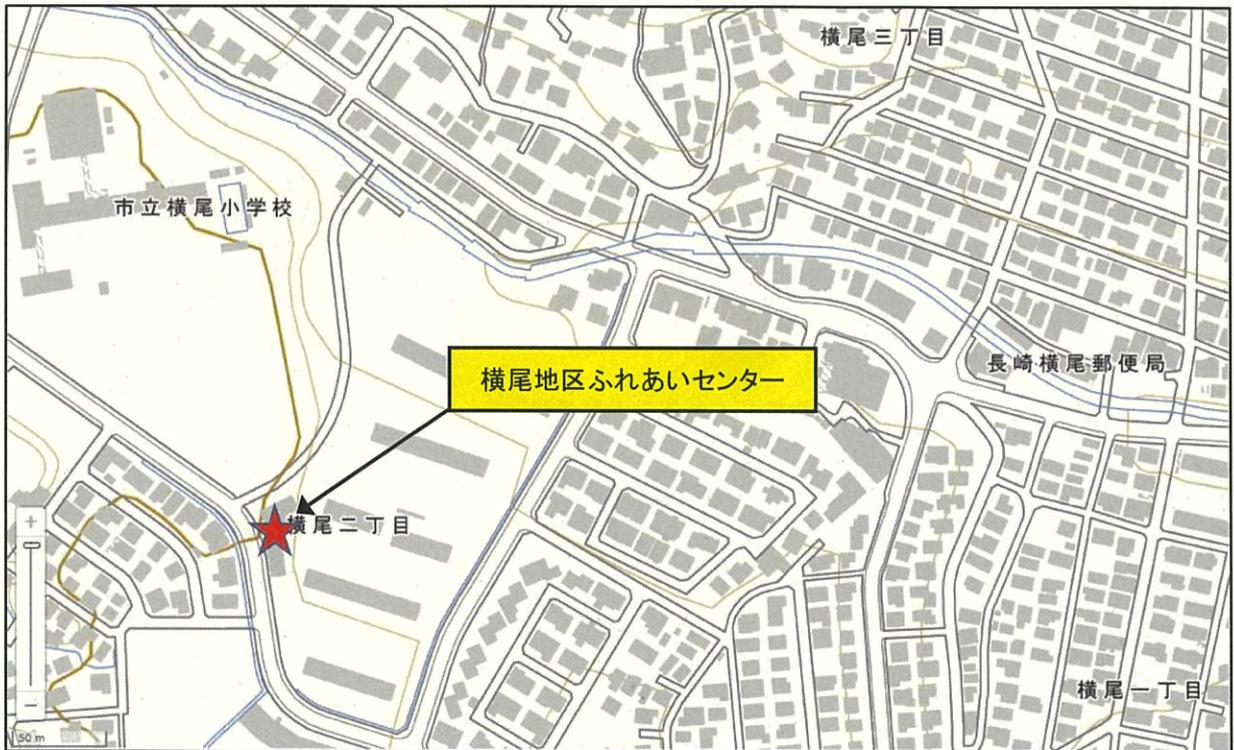
キ 淵地区ふれあいセンター



国土地理院地図（施設名追加）



ク 横尾地区ふれあいセンター



国土地理院地図（施設名追加）



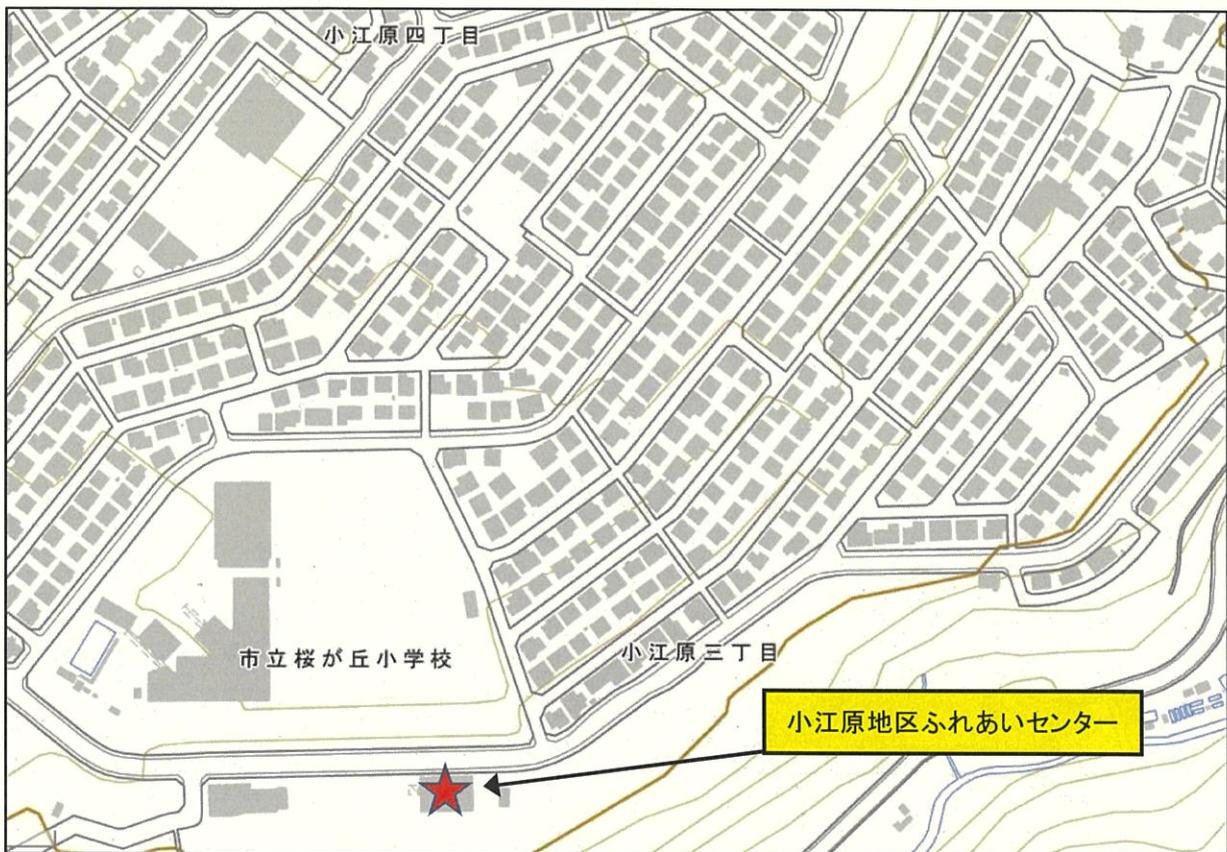
ケ ダイヤランドふれあいセンター



国土地理院地図（施設名追加）



コ 小江原地区ふれあいセンター



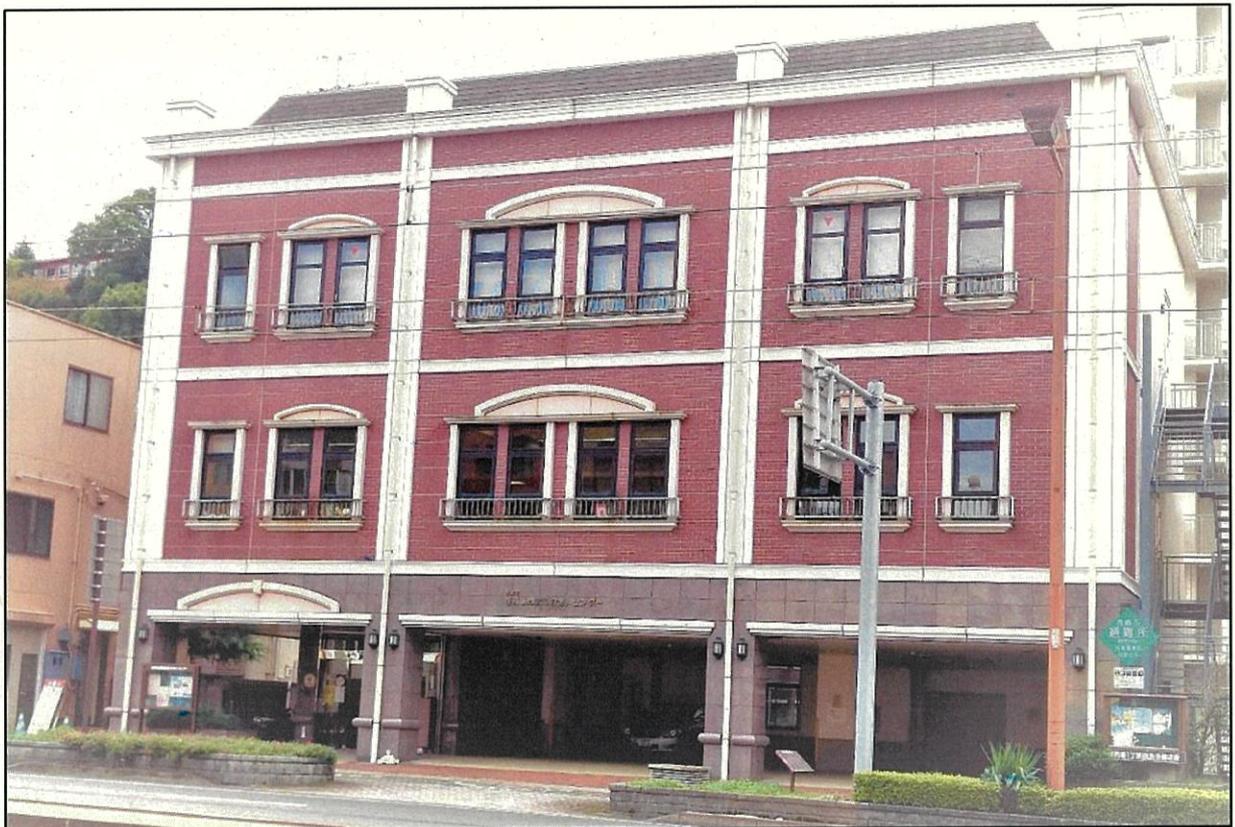
国土地理院地図（施設名追加）



サ 桜馬場地区ふれあいセンター



国土地理院地図（施設名追加）



シ 山里地区ふれあいセンター



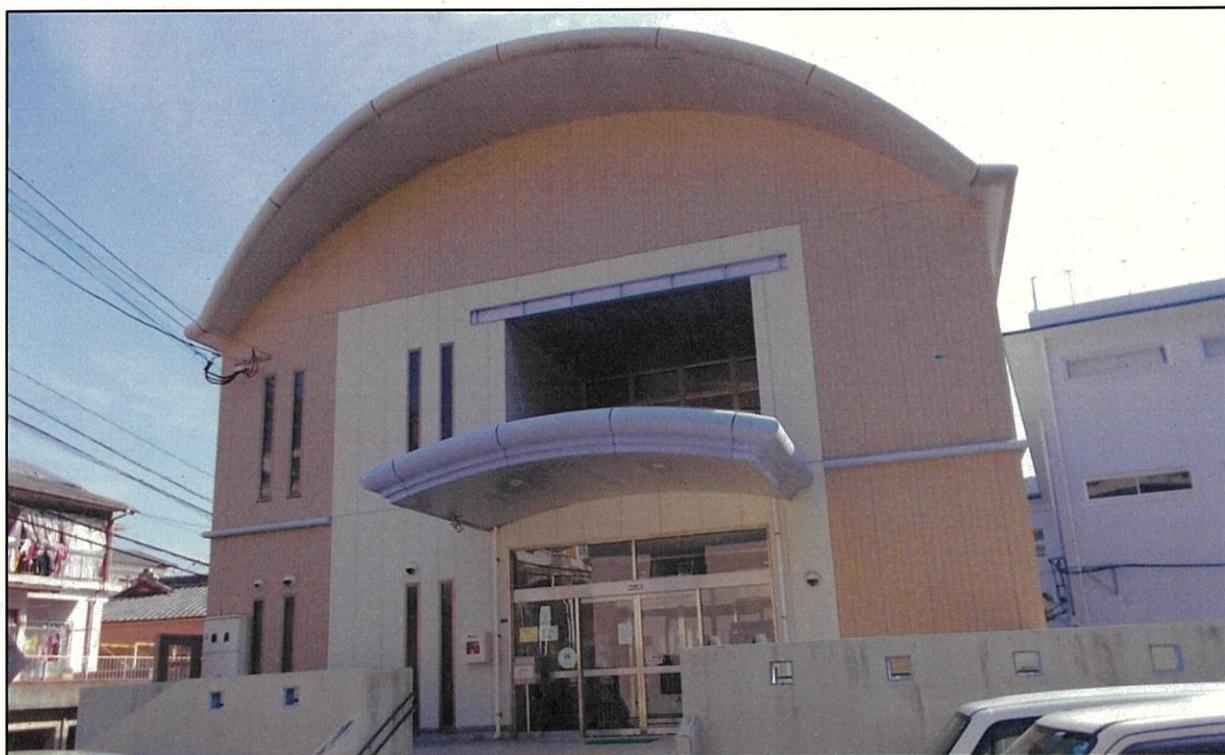
国土地理院地図（施設名追加）



ス 西北・岩屋ふれあいセンター



国土地理院地図（施設名追加）



セ 橘地区ふれあいセンター



国土地理院地図（施設名追加）



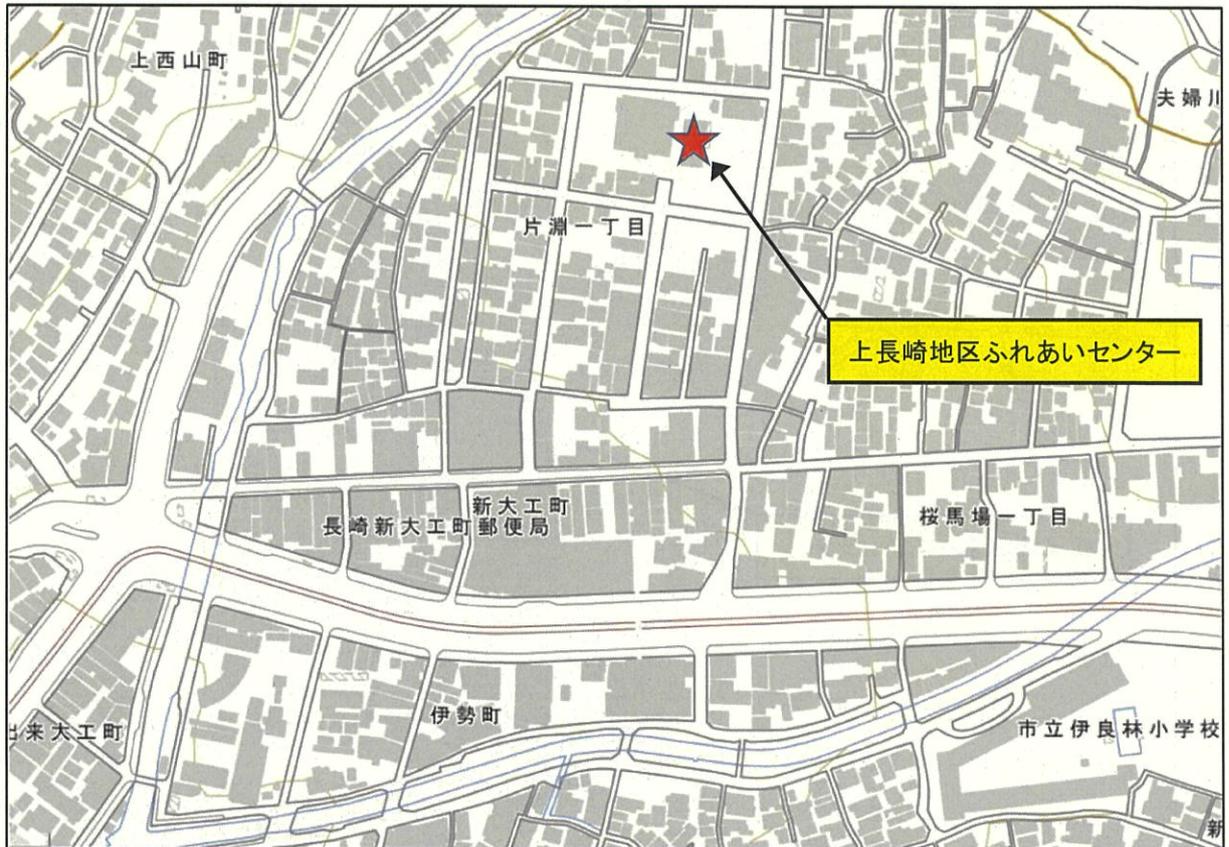
ソ 浦上駅前ふれあいセンター（現 江平地区ふれあいセンター）



国土地理院地図（施設名追加）



タ 上長崎地区ふれあいセンター



国土地理院地図（施設名追加）



チ 式見地区ふれあいセンター



国土地理院地図 (施設名追加)



ツ 土井首地区ふれあいセンター



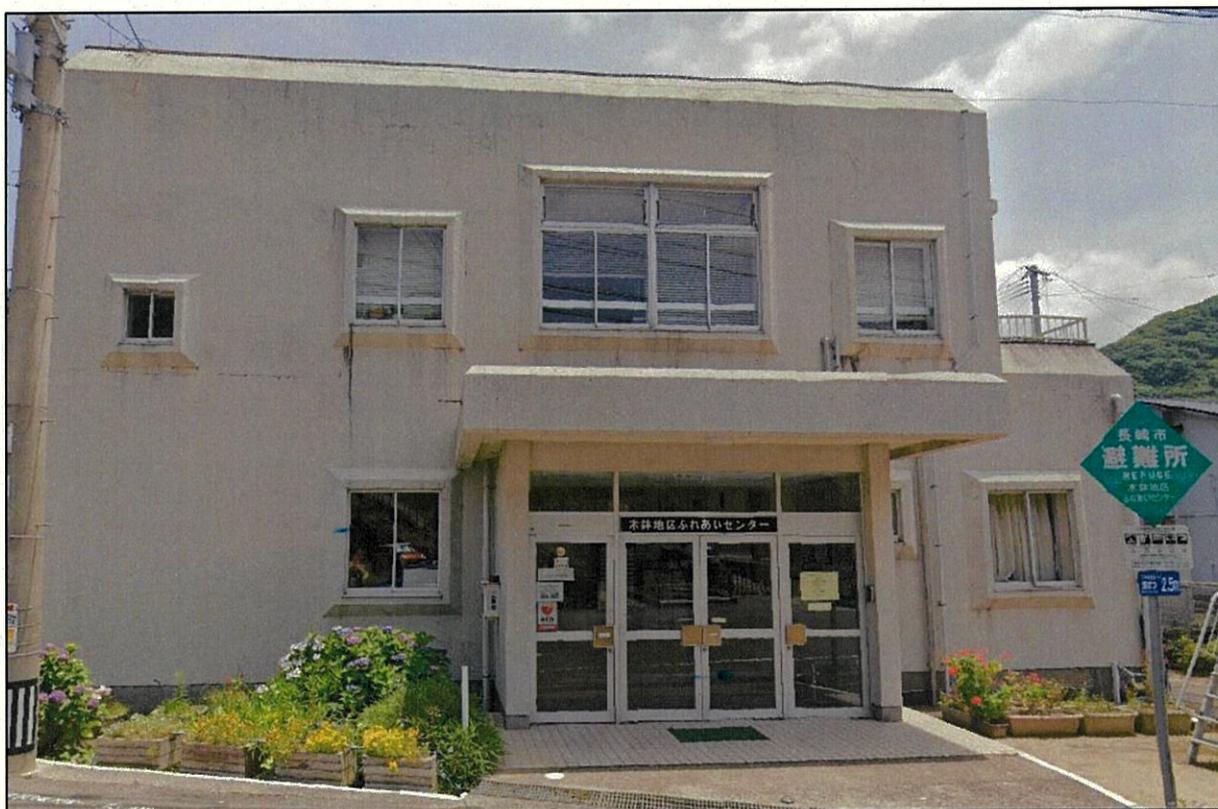
国土地理院地図 (施設名追加)



テ 木鉢地区ふれあいセンター



国土地理院地図（施設名追加）



ト 晴海台地区ふれあいセンター



国土地理院地図（施設名追加）



ナ 小ヶ倉地区ふれあいセンター



国土地理院地図（施設名追加）



## 二 深堀地区ふれあいセンター



国土地理院地図（施設名追加）



## (3) 設置状況

名 称 (所在地)	構 造	延床面積 (㎡)	設置 年月
長崎市小島地区ふれあいセンター (長崎市愛宕3丁目10-2)	鉄筋コンクリート造3階建	865.70	S62.10
長崎市緑が丘地区ふれあいセンター (長崎市白鳥町3-9)	鉄筋コンクリート造2階建	556.30	H元.4
長崎市戸町地区ふれあいセンター (長崎市戸町2丁目4-39)	鉄筋コンクリート造3階建	582.11	H2.4
長崎市滑石地区ふれあいセンター (長崎市滑石5丁目5-77)	鉄筋コンクリート造2階建	2,004.05	H3.4
長崎市仁田佐古地区ふれあいセンター (長崎市稲田町12-14)	鉄筋コンクリート造3階建	563.88	H5.4
長崎市三川地区ふれあいセンター (長崎市三川町1221-70)	鉄筋コンクリート造2階建	693.05	H6.4
長崎市淵地区ふれあいセンター (長崎市富士見町6-6)	鉄筋コンクリート造2階建	662.67	H8.4
長崎市横尾地区ふれあいセンター (長崎市横尾2丁目15-10)	鉄筋コンクリート造2階建	693.77	H9.1
長崎市ダイヤモンドふれあいセンター (長崎市ダイヤモンド4丁目1-1)	鉄筋コンクリート造2階建	650.88	H11.4
長崎市小江原地区ふれあいセンター (長崎市小江原3丁目20-10)	鉄筋コンクリート造2階建	559.93	H12.4
長崎市桜馬場地区ふれあいセンター (長崎市桜馬場1丁目1-5)	鉄骨造3階建	880.48	H14.4
長崎市山里地区ふれあいセンター (長崎市高尾町4-10)	鉄筋コンクリート造2階建	660.92	H15.4
長崎市西北・岩屋ふれあいセンター (長崎市西北町13-13)	鉄筋コンクリート造3階建 (2・3階部分)	663.92	H15.4

名 称 (所在地)	構 造	延床面積 (㎡)	設置 年月
長崎市橋地区ふれあいセンター (長崎市かき道2丁目45-20)	鉄骨造2階建	689.94	H16.4
長崎市浦上駅前ふれあいセンター (現 長崎市江平地区ふれあいセンター) (長崎市岩川町7-1)	鉄骨造3階建	1,009.95	H20.4
長崎市上長崎地区ふれあいセンター (長崎市片淵1丁目13-13)	鉄骨造2階建	775.40	H25.4
長崎市式見地区ふれあいセンター (長崎市式見町357)	鉄筋コンクリート造2階建 (2階部分)	653.77	H29.4
長崎市土井首地区ふれあいセンター (長崎市柳田町45-3)	鉄筋コンクリート造2階建 (2階部分)	711.41	H29.10
長崎市木鉢地区ふれあいセンター (長崎市木鉢町2丁目228-6)	鉄筋コンクリート造2階建	427.92	H29.10
長崎市晴海台地区ふれあいセンター (長崎市晴海台町41-2)	鉄筋コンクリート造2階建	774.50	H29.10
長崎市小ヶ倉地区ふれあいセンター (長崎市小ヶ倉2丁目21-2)	鉄筋コンクリート造2階建	504.89	H30.4
長崎市深堀地区ふれあいセンター (長崎市深堀町5丁目182)	鉄筋コンクリート造3階建 (2・3階部分)	638.31	H30.4

#### (4) 設置目的

市民の教養の向上、文化の振興及び社会福祉の増進を図り、地域住民の連帯意識の高揚に資するため。

#### (5) 開所時間

午前9時から午後5時までの時間帯を基本とする1日8時間以上(共通)

#### (6) 休所日

毎週日曜日又は毎週月曜日及び年末年始(1月1日から同月3日まで及び12月29日から同月31日までの期間内)

## (7) 利用者数の推移（過去5か年実績）

（単位：人）

施設名	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度
長崎市小島地区ふれあいセンター	23,285	22,531	21,640	20,969	12,207
長崎市緑が丘地区ふれあいセンター	25,634	25,578	25,884	26,006	15,706
長崎市戸町地区ふれあいセンター	19,392	20,200	21,034	16,494	8,680
長崎市滑石地区ふれあいセンター	66,179	67,481	66,186	63,690	39,671
長崎市仁田佐古地区ふれあいセンター	12,945	12,270	15,143	15,209	8,557
長崎市三川地区ふれあいセンター	16,062	15,548	14,943	14,580	8,948
長崎市淵地区ふれあいセンター	22,767	22,543	22,666	20,658	15,422
長崎市横尾地区ふれあいセンター	18,653	19,192	19,063	18,036	9,225
長崎市ダイヤモンドふれあいセンター	40,677	41,508	41,267	45,654	28,356
長崎市小江原地区ふれあいセンター	26,740	26,297	28,687	27,939	19,732
長崎市桜馬場地区ふれあいセンター	33,342	33,209	32,645	31,848	22,432
長崎市山里地区ふれあいセンター	37,475	38,501	41,846	41,682	23,741
長崎市西北・岩屋ふれあいセンター	23,675	22,554	21,359	20,720	10,943
長崎市橘地区ふれあいセンター	32,693	32,493	34,085	29,758	15,963
長崎市浦上駅前ふれあいセンター （現 長崎市江平地区ふれあいセンター）	31,340	31,524	31,506	29,779	20,030
長崎市上長崎地区ふれあいセンター	46,173	43,709	44,487	39,875	23,149

施設名	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度
長崎市式見地区ふれあいセンター	-	8,813	7,811	8,202	4,904
長崎市土井首地区ふれあいセンター	-	10,820	20,641	24,871	13,084
長崎市木鉢地区ふれあいセンター	-	5,172	13,336	13,930	8,583
長崎市晴海台地区ふれあいセンター	-	8,496	17,629	16,633	8,890
長崎市小ヶ倉地区ふれあいセンター	-	-	16,816	19,312	12,297
長崎市深堀地区ふれあいセンター	-	-	11,729	11,740	6,610
合計	477,032	508,439	570,403	557,585	337,130

※ 新型コロナウイルス感染症の予防対策として、令和2年4月22日から5月10日まで、令和2年12月29日から令和3年2月21日までの間休館した。

## 2 現在の指定管理者の概要

施設名	指定管理者	代表者	指定期間
長崎市小島地区 ふれあいセンター	小島地区ふれあいセンター 運営委員会	金子 三智郎	平成29年4月1日から 令和4年3月31日まで
長崎市緑が丘地区 ふれあいセンター	緑が丘地区ふれあいセンター 運営委員会	源城 和雄	
長崎市戸町地区 ふれあいセンター	戸町地区ふれあいセンター 運営委員会	松尾 優	
長崎市滑石地区 ふれあいセンター	滑石地区ふれあいセンター 運営委員会	小曾根 勉	
長崎市仁田佐古地区 ふれあいセンター	仁田佐古地区ふれあい センター運営委員会	山口 広助	
長崎市三川地区 ふれあいセンター	三川地区ふれあいセンター 運営委員会	中西 賢一	
長崎市淵地区 ふれあいセンター	淵地区ふれあいセンター 運営委員会	古賀 信恕	
長崎市横尾地区 ふれあいセンター	横尾地区ふれあいセンター 運営委員会	宮田 泰豪	
長崎市ダイヤモンド ふれあいセンター	ダイヤモンドふれあい センター運営委員会	松島 孝造	
長崎市小江原地区 ふれあいセンター	小江原地区ふれあいセンター 運営委員会	筒井 正興	
長崎市桜馬場地区 ふれあいセンター	桜馬場地区ふれあいセンター 運営委員会	金谷 繁臣	
長崎市山里地区 ふれあいセンター	山里地区ふれあいセンター 運営委員会	久米 直	

施設名	指定管理者	代表者	指定期間
長崎市西北・岩屋 ふれあいセンター	西北・岩屋ふれあいセンター 運営委員会	宍戸 直嗣	平成29年4月1日から 令和4年3月31日まで
長崎市橘地区 ふれあいセンター	橘地区ふれあいセンター 運営委員会	山下 正英	
長崎市浦上駅前 ふれあいセンター (現 長崎市江平地区 ふれあいセンター)	江平地区ふれあいセンター 運営委員会	深堀 義昭	
長崎市上長崎地区 ふれあいセンター	上長崎地区ふれあいセンター 運営委員会	浦川 昭市	
長崎市式見地区 ふれあいセンター	式見地区ふれあいセンター 運営委員会	森 孝幸	
長崎市土井首地区 ふれあいセンター	土井首地区コミュニティ 協議会	松尾 英昭	平成29年10月1日から 令和4年3月31日まで
長崎市木鉢地区 ふれあいセンター	木鉢地区ふれあいセンター 運営委員会	水本 栄	
長崎市晴海台地区 ふれあいセンター	晴海台地区ふれあいセンター 運営委員会	福田 忠正	
長崎市小ヶ倉地区 ふれあいセンター	小ヶ倉地区ふれあいセンター 運営委員会	小川 清	平成30年4月1日から 令和4年3月31日まで
長崎市深堀地区 ふれあいセンター	深堀地区ふれあいセンター 運営委員会	高田 弘	

### 3 指定管理者候補者の選定について

#### (1) 施設名、指定管理者候補者、代表者

施設名	指定管理者候補者	代表者
長崎市小島地区 ふれあいセンター	小島地区ふれあいセンター 運営委員会	金子 三智郎
長崎市緑が丘地区 ふれあいセンター	緑が丘地区ふれあいセンター 運営委員会	源城 和雄
長崎市戸町地区 ふれあいセンター	戸町地区ふれあいセンター 運営委員会	松尾 優
長崎市滑石地区 ふれあいセンター	滑石地区ふれあいセンター 運営委員会	小曾根 勉
長崎市仁田佐古地区 ふれあいセンター	仁田佐古地区ふれあいセンター 運営委員会	山口 広助
長崎市三川地区 ふれあいセンター	三川地区ふれあいセンター 運営委員会	中西 賢一
長崎市淵地区 ふれあいセンター	淵地区ふれあいセンター 運営委員会	古賀 信恕
長崎市横尾地区 ふれあいセンター	横尾地区ふれあいセンター 運営委員会	宮田 泰豪
長崎市ダイヤモンド ふれあいセンター	ダイヤモンドふれあいセンター 運営委員会	松島 孝造
長崎市小江原地区 ふれあいセンター	小江原地区ふれあいセンター 運営委員会	筒井 正興
長崎市桜馬場地区 ふれあいセンター	桜馬場地区ふれあいセンター 運営委員会	金谷 繁臣
長崎市山里地区 ふれあいセンター	山里地区ふれあいセンター 運営委員会	久米 直
長崎市西北・岩屋 ふれあいセンター	西北・岩屋ふれあいセンター 運営委員会	穴戸 直嗣
長崎市橘地区 ふれあいセンター	橘地区ふれあいセンター 運営委員会	山下 正英

施設名	指定管理者候補者	代表者
長崎市浦上駅前 ふれあいセンター	浦上駅前ふれあいセンター 運営委員会	深堀 義昭
長崎市上長崎地区 ふれあいセンター	上長崎地区ふれあいセンター 運営委員会	浦川 昭市
長崎市式見地区 ふれあいセンター	式見地区ふれあいセンター 運営委員会	森 孝幸
長崎市土井首地区 ふれあいセンター	土井首地区コミュニティ協議会	松尾 英昭
長崎市木鉢地区 ふれあいセンター	木鉢地区ふれあいセンター 運営委員会	水本 栄
長崎市晴海台地区 ふれあいセンター	晴海台地区ふれあいセンター 運営委員会	福田 忠正
長崎市小ヶ倉地区 ふれあいセンター	小ヶ倉地区ふれあいセンター 運営委員会	小川 清
長崎市深堀地区 ふれあいセンター	深堀地区ふれあいセンター 運営委員会	高田 弘

(2) 選定方法 非公募

(3) 選定理由 ふれあいセンターは地域コミュニティの拠点施設であり、当該地域の住民若しくは住民の代表で構成される団体に管理させるため、ふれあいセンター運営委員会等を指定管理者候補者として非公募により選定するもの。

4 次期指定期間 令和4年4月1日から令和9年3月31日まで（5年間）

## 【参考】

### (1) 事業計画書概要

#### ア 長崎市小島地区ふれあいセンター

##### (7) 提案内容

###### a 経営方針について

地域住民の教養の向上、文化の振興及び社会福祉の増進を図り、地域住民の連帯意識の高揚等を目的とし、地域住民の自主的な地域活動を推進し、センターの効率的な運営を図ることにより、ふれあいのある住みよい地域づくりを推進する。

###### b 運営について

###### (a) 研修室等に関する利用の取扱いについて

研修室等の独占利用については、すべて事前（使用開始前まで）の申請を受け、条例・規則に基づき審査をしてから利用を許可する。

図書の貸出しは、市立図書館の指導を受け、原則として、市立図書館の例により貸出しを行う。

###### (b) 夜間利用について

地域自治会、地域の学校関係会議、学習グループによる夜間利用の要望にこたえ、研修室等の有効利用を図るため、弾力的に対応する。

###### (c) 実施事業について

ふれあいセンター主催の歴史探訪、園芸教室、料理教室、ふれあいセンターまつりの開催、ふれあいセンターだよりの発行を予定している。

###### (d) 利用者等の要望の把握について

運営委員会は、住民の意思を十分に反映させるため、地域の連合自治会等の公共的団体の代表等で組織しているので、利用者等の要望の把握ができる。利用頻度の高い学習グループには、代表者会議で、要望等を把握する。

問題点等については、市担当課と協議を行い、改善策を検討するなどの措置を行う。

###### (e) 地域との連携について

ふれあいセンターは、地域住民が積極的に参加・協力しやすいものでなければならないため、運営委員会は、地域の連合自治会等の公共的団体の代表等で組織しているので、地域住民と運営委員会が一体となり、業務に対する協力体制を整える。

##### (i) 管理運営体制

所長 1 名、管理人及び夜間管理人 数名

##### (v) 委託料見込み額

(単位：千円)

令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度	合 計
6,330	6,330	6,330	6,330	6,330	31,650

## イ 長崎市緑が丘地区ふれあいセンター

## (ア) 提案内容

## a 経営方針について

地域住民の教養の向上、文化の振興及び社会福祉の増進を図り、地域住民の連帯意識の高揚等を目的とし、住民の自主的な地域活動を推進し、ふれあいセンターの効率的な運営を図ることにより、ふれあいのある住みよい地域づくりを推進する。

## b 運営について

## (a) 研修室等に関する利用の取扱いについて

研修室等の独占利用については、すべて事前（使用開始前まで）の申請を受けて、条例・規則に基づき審査をした上で利用を許可する。

図書の出しは、市立図書館の指導を受け、原則として、市立図書館の例により貸出しを行う。

## (b) 夜間利用について

地元会議、学習グループによる夜間利用の申込みがあるので、地域の要望にこたえ、研修室等の有効利用を図るため、弾力的に対応する。

## (c) 実施事業について

ふれあいセンターまつりの開催を予定している。

## (d) 利用者等の要望の把握について

運営委員会は、住民の意思を十分に反映させるため、地域の連合自治会等の公共的団体の代表等で組織しているので、利用者等の要望の把握ができる。

また、利用頻度の高い学習グループには、学習グループ代表者会議で、要望等について把握する。

なお、問題点等については、市担当課と協議を行い、改善策を検討するなどの措置を行う。

## (e) 地域との連携について

ふれあいセンターは、住民が積極的に参加・協力しやすいものでなければならぬため、運営委員会は、地域の連合自治会等の公共的団体の代表等で組織しているので、住民と運営委員会が一体となり、業務に対する協力体制を整える。

## (イ) 管理運営体制

所長 1 名、管理人及び夜間管理人 数名

## (ロ) 委託料見込み額

(単位：千円)

令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度	合 計
6,642	6,642	6,642	6,642	6,642	33,210

## 【参考】

### ウ 長崎市戸町地区ふれあいセンター

#### (ア) 提案内容

##### a 経営方針について

地域住民の教養の向上、文化の振興及び社会福祉の増進を図り、地域住民の連帯意識の高揚等を目的とし、住民の自主的な地域活動を推進し、ふれあいセンターの効率的な運営を図ることにより、ふれあいのある住みよい地域づくりを推進する。

##### b 運営について

###### (a) 研修室等に関する利用の取扱いについて

研修室等の独占利用については、すべて事前（使用開始前まで）の申請を受けて、条例等に基づき審査をした上で利用を許可する。

図書の出しは、市立図書館の指導を受け、原則として、市立図書館の例により貸出しを行う。

###### (b) 夜間利用について

地元会議、学習グループによる夜間利用の申込みがあるので、地域住民の要望にこたえ、研修室等の有効利用を図るため、弾力的に対応する。

###### (c) 実施事業について

- ・ふれあいセンターまつりの開催
- ・主催講座の開催
- ・ふれあいセンターだよりの発行

###### (d) 利用者等の要望の把握について

地域の連合自治会など公共的団体の代表等で組織する運営委員会からの意見を集約するとともに、利用頻度の高い学習グループが一堂に会する代表者会議を開催し、要望等について把握する。

なお、問題点等については、市担当課と協議を行い、改善策を検討するなどの措置を行う。

###### (e) 地域との連携について

ふれあいセンターは、住民が積極的に参加・協力しやすいものでなければならぬため、地域の連合自治会等の代表者等で組織する運営委員会と地域住民が一体となり、ふれあいセンターの業務に対する協力体制を整える。

#### (イ) 管理運営体制

所長1名、管理人及び夜間管理人数名

#### (ロ) 委託料見込み額

(単位：千円)

令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	合計
6,395	6,395	6,395	6,395	6,395	31,975

## エ 長崎市滑石地区ふれあいセンター

## (7) 提案内容

## a 経営方針について

地域住民の教養の向上、文化の振興及び社会福祉の増進を図り、地域住民の連帯意識の高揚等を目的とし、住民の自主的な地域活動を推進し、ふれあいセンターの効率的な運営を図ることにより、ふれあいのある住みよい地域づくりを推進する。

## b 運営について

## (a) 研修室等に関する利用の取扱いについて

研修室等の独占利用については、すべて事前（使用開始前まで）の申請を受けて、条例・規則に基づき審査をした上で利用を許可する。

図書の出しは、市立図書館の指導を受け、原則として、市立図書館の例により貸出しを行う。

## (b) 夜間利用について

地元会議、学習グループによる夜間利用の申込みがあるので、地域住民の要望にこたえ、研修室等の有効利用を図るため、弾力的に対応する。

## (c) 実施事業について

- ・親子料理教室
- ・高齢者ふれあいサロン などの開催を予定している。

## (d) 利用者等の要望の把握について

運営委員会は、住民の意思を十分に反映させるため、地域の連合自治会等の公共的団体の代表等で組織しているので、利用者等の要望の把握ができる。

また、利用頻度の高い学習グループには、学習グループ代表者会議で、要望等について把握する。

なお、問題点等については、市担当課と協議を行い、改善策を検討するなどの措置を行う。

## (e) 地域との連携について

ふれあいセンターは、住民が積極的に参加・協力しやすいものでなければならぬため、運営委員会は、地域の連合自治会等の公共的団体の代表等で組織しているので、住民と運営委員会が一体となり、業務に対する協力体制を整える。

## (イ) 管理運営体制

所長 1 名、図書職員 3 名、管理人及び夜間管理人 数名

## (ロ) 委託料見込み額

(単位：千円)

令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度	合 計
12,449	12,449	12,449	12,449	12,449	62,245

## 【参考】

### オ 長崎市仁田佐古地区ふれあいセンター

#### (7) 提案内容

##### a 経営方針について

地域住民の教養の向上、文化の振興及び社会福祉の増進を図り、地域住民の連帯意識の高揚等を目的とし、住民の自主的な地域活動を推進し、ふれあいセンターの効率的な運営を図ることにより、ふれあいのある住みよい地域づくりを推進する。

##### b 運営について

###### (a) 研修室等に関する利用の取扱いについて

研修室等の独占利用については、すべて事前（使用開始前まで）の申請を受けて、条例・規則に基づき審査をした上で利用を許可する。

図書の出しは、市立図書館の指導を受け、原則として、市立図書館の例により貸出しを行う。

###### (b) 夜間利用について

地元会議、学習グループによる夜間利用の申込みがあるので、地域の要望にこたえ、研修室等の有効活用を図るため、弾力的に対応する。

###### (c) 実施事業について

- ・ふれあいセンターまつり
- ・各種講座の開設 などを予定している。

###### (d) 利用者等の要望の把握について

運営委員会は、住民の意思を十分に反映させるため、地域の連合自治会等の公共的団体の代表等で組織しているため、利用者等の要望の把握ができる。

また、利用頻度の高い学習グループには、学習グループ代表者会議で、要望等について把握する。

なお、問題点等については、市担当課と協議を行い、改善策を検討するなどの措置を行う。

###### (e) 地域との連携について

ふれあいセンターは、住民が積極的に参加・協力しやすいものでなければならぬため、運営委員会は、地域の連合自治会等の公共的団体の代表等で組織しているので、住民と運営委員会が一体となり、ふれあいセンターの業務に対する協力体制を整える。

#### (i) 管理運営体制

所長 1 名、管理人及び夜間管理人 数名

#### (ウ) 委託料見込み額

(単位：千円)

令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度	合 計
6,611	6,611	6,611	6,611	6,611	33,055

## カ 長崎市三川地区ふれあいセンター

## (7) 提案内容

## a 経営方針について

地域住民の教養の向上、文化の振興及び社会福祉の増進を図り、地域住民の連帯意識の高揚等を目的とし、住民の自主的な地域活動を推進し、ふれあいセンターの効率的な運営を図ることにより、ふれあいのある住みよい地域づくりを推進する。

## b 運営について

## (a) 研修室等に関する利用の取扱いについて

研修室等の独占利用については、すべて事前（使用開始前まで）の申請を受けて、条例・規則に基づき審査をした上で利用を許可する。

図書の出しは、市立図書館の指導を受け、原則として、市立図書館の例により貸出しを行う。

## (b) 夜間利用について

地元会議、学習グループによる夜間利用の申込みがあるので、地域の要望にこたえ、研修室等の有効利用を図るため、弾力的に対応する。

## (c) 実施事業について

ふれあいセンターまつりの開催などを予定している。

## (d) 利用者等の要望の把握について

運営委員会は、住民の意思を十分に反映させるため、地域の連合自治会等の公共的団体の代表等で組織しているので、利用者等の要望の把握ができる。

また、利用頻度の高い学習グループには、学習グループ代表者会議で、要望等について把握する。

なお、問題点等については、市担当課と協議を行い、改善策を検討するなどの措置を行う。

## (e) 地域との連携について

ふれあいセンターは、地域住民が積極的に参加・協力しやすいものでなければならないため、運営委員会は、地域の連合自治会等の公共的団体の代表等で組織しているので、地域住民と運営委員会が一体となり、業務に対する協力体制を整える。

## (イ) 管理運営体制

所長1名、管理人及び夜間管理人数名

## (ウ) 委託料見込み額

(単位：千円)

令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	合計
6,648	6,648	6,648	6,648	6,648	33,240

## 【参考】

### キ 長崎市淵地区ふれあいセンター

#### (7) 提案内容

##### a 経営方針について

地域住民の教養の向上、文化の振興及び社会福祉の増進を図り、地域住民の連帯意識の高揚等を目的とし、住民の自主的な地域活動を推進し、ふれあいセンターの効率的な運営を図ることにより、ふれあいのある住みよい地域づくりを推進する。

##### b 運営について

###### (a) 研修室等に関する利用の取扱いについて

研修室等の独占利用については、すべて事前（使用開始前まで）の申請を受けて、条例・規則に基づき審査をした上で利用を許可する。

図書の出しは、市立図書館の指導を受け、原則として、市立図書館の例により貸出しを行う。

###### (b) 夜間利用について

地元会議、学習グループによる夜間利用の申込みがあるので、地域の要望にこたえ、研修室等の有効活用を図るため、弾力的に対応する。

###### (c) 実施事業について

- ・ふれあいセンターまつり（学習グループ発表会）
- ・主催講座（正月用の生け花教室、ヨガ教室など）

###### (d) 利用者等の要望の把握について

運営委員会は、住民の意思を十分に反映させるため、地域の連合自治会等の公共的団体の代表等で組織しているため、利用者等の要望の把握ができる。

また、利用頻度の高い学習グループには、学習グループ代表者会議で、要望等について把握する。

なお、問題点等については、市関係課と協議を行い、改善策を検討するなどの措置を行う。

###### (e) 地域との連携について

ふれあいセンターは、住民が積極的に参加・協力しやすいものでなければならぬため、運営委員会は、地域の連合自治会等の公共的団体の代表等で組織しているので、住民と運営委員会が一体となり、ふれあいセンターの業務に対する協力体制を整える。

#### (イ) 管理運営体制

所長 1 名、管理人及び夜間管理人 数名

#### (ウ) 委託料見込み額

(単位：千円)

令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度	合 計
6,923	6,923	6,923	6,923	6,923	34,615

## ク 長崎市横尾地区ふれあいセンター

## (7) 提案内容

## a 経営方針について

地域住民の教養の向上、文化の振興及び社会福祉の増進を図り、地域住民の連帯意識の高揚等を目的とし、住民の自主的な地域活動を推進し、ふれあいセンターの効率的な運営を図ることにより、ふれあいのある住みよい地域づくりを推進する。

## b 運営について

## (a) 研修室等に関する利用の取扱いについて

研修室等の独占利用については、すべて事前（使用開始前まで）の申請を受けて、条例・規則に基づき審査をした上で利用を許可する。

図書貸出等の業務は、長崎市立図書館の指導を受け、原則として、市立図書館の例により貸出等業務を実施する。

## (b) 夜間利用について

自治会等地元による会議のため、夜間利用の申込みがあるので、地域の要望にこたえるとともに、研修室等の有効活用を図る。

## (c) 実施事業について

- ・ふれあいセンターだよりは、横尾小学校区コミュニティ連絡協議会発行の「よこおびと」と連携し、年2回発行する。
- ・学校週5日制にちなんで、子ども民謡教室・大正琴教室を行う。他に夏休み映画会、子ども工作教室等の子ども講座を行う。
- ・横尾連合自治会をはじめ、地域諸団体との連携による共催事業を推進。

## (d) 利用者等の要望の把握について

運営委員会は、地域の連合自治会等の公共的団体の代表等で組織しているので、住民の意思及び利用者等の要望は把握ができる。

利用頻度の高い学習グループは、学習グループ代表者会議を年1回実施し、要望等について把握することができる。

また、日頃より窓口にて意見や要望があればその都度、センター所長・管理人等で検討し対応している。

即答できない事項・問題点等については、運営委員会及び市担当課と協議を行い、改善策を検討する等の措置を行なう事としている。

## (e) 地域との連携について

ふれあいセンターは、地域住民が積極的に参加・協力しやすいものでなければならないため、運営委員会は地域の連合自治会等の公共的団体の代表等で組織している。よって各自治会、青少年育成協議会、コミュニティ連絡協議会等の地域住民と運営委員会が一体となり、ふれあいセンター業務に対して協力体制を図っている。

なお、地域の開催する主な行事については、ふれあいセンターも共催ということで、積極的に参加している。

## (i) 管理運営体制

所長1名、管理人及び夜間管理人数名

## (ウ) 委託料見込み額

(単位：千円)

令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	合計
6,780	6,780	6,780	6,780	6,780	33,900

## 【参考】

### ケ 長崎市ダイヤランドふれあいセンター

#### (ア) 提案内容

##### a 経営方針について

地域住民の教養の向上、文化の振興及び社会福祉の増進を図り、地域住民の連帯意識の高揚等を目的とし、住民の自主的な地域活動を推進し、ふれあいセンターの効率的な運営を図ることにより、ふれあいのある住みよい地域づくりを推進する。

##### b 運営について

###### (a) 研修室等に関する利用の取扱いについて

研修室等の独占利用については、すべて事前（使用開始前まで）の申請を受けて、条例等に基づき審査をした上で利用を許可する。

図書の出しは、市立図書館の指導を受け、原則として、市立図書館の例により貸出しを行う。

###### (b) 夜間利用について

地元会議、学習グループによる夜間利用の申込みがあるので、地域住民の要望にこたえ、研修室等の有効活用を図るため、弾力的に対応する。

###### (c) 実施事業について

・学習グループの作品や防災等に関する啓発するための展示スペースを整備・充実させ、センター講座と連携を図る。

・敬老会が中止される状況を勘案し、「ダイふれオンステージ」と題して高齢者向けの演芸会を年3回開催する。

###### (d) 利用者等の要望の把握について

運営委員会は、住民の意思を十分に反映させるため、地域の連合自治会等の公共的団体の代表等で組織しているので、利用者等の要望の把握ができる。

また、利用頻度の高い学習グループには、学習グループ代表者会議で、要望等について把握する。

なお、問題点等については、市担当課と協議を行い、改善策を検討するなどの措置を行う。

###### (e) 地域との連携について

ふれあいセンターは、住民が積極的に参加・協力しやすいものでなければならぬため、運営委員会は、地域の連合自治会等の公共的団体の代表等で組織しているので、住民と運営委員会が一体となり、ふれあいセンターの業務に対する協力体制を整える。

#### (イ) 管理運営体制

所長1名、管理人及び夜間管理人数名

#### (ロ) 委託料見込み額

(単位：千円)

令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	合計
6,426	6,426	6,426	6,426	6,426	32,130

コ 長崎市小江原地区ふれあいセンター

(7) 提案内容

a 経営方針について

地域住民の教養の向上、文化の振興及び社会福祉の増進を図り、地域住民の連帯意識の高揚等を目的とし、住民の自主的な地域活動を推進し、ふれあいセンターの効率的な運営を図ることにより、ふれあいのある住みよい地域づくりを推進する。

b 運営について

(a) 研修室等に関する利用の取扱いについて

研修室等の独占利用については、すべて事前（使用開始前まで）の申請を受けて、条例等に基づき審査をした上で利用を許可する。

図書の出しは、市立図書館の指導を受け、原則として、市立図書館の例により貸出しを行う。

(b) 夜間利用について

地元会議、学習グループによる夜間利用の申込みがあるので、地域の要望にこたえ、研修室等の有効活用を図るため、弾力的に対応する。

(c) 実施事業について

- ・講演会など各種主催講座の開催
- ・ふれあいセンターまつりの開催
- ・ふれあいセンターだよりの発行

(d) 利用者等の要望の把握について

運営委員会は、住民の意思を十分に反映させるため、地域の連合自治会等の公共的団体の代表等で組織しているため、利用者等の要望の把握ができる。

また、利用頻度の高い学習グループには、学習グループ代表者会議で、要望等について把握する。

なお、問題点等については、市担当課と協議を行い、改善策を検討するなどの措置を行う。

(e) 地域との連携について

ふれあいセンターは、住民が積極的に参加・協力しやすいものでなければならぬため、運営委員会は、地域の連合自治会等の公共的団体の代表等で組織しているので、住民と運営委員会が一体となり、業務に対する協力体制を整える。

(イ) 管理運営体制

所長 1 名、管理人及び夜間管理人 数名

(ウ) 委託料見込み額

(単位：千円)

令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度	合 計
5,755	5,755	5,755	5,755	5,755	28,775

## 【参考】

### サ 長崎市桜馬場地区ふれあいセンター

#### (7) 提案内容

##### a 経営方針について

地域住民の教養の向上、文化の振興及び社会福祉の増進を図り、地域住民の連帯意識の高揚等を目的とし、住民の自主的な地域活動を推進し、ふれあいセンターの効率的な運営を図ることにより、ふれあいのある住みよい地域づくりを推進する。

##### b 運営について

###### (a) 研修室等に関する利用の取扱いについて

研修室等の独占利用については、すべて事前（使用開始前まで）の申請を受けて、条例・規則に基づき審査をした上で利用を許可する。

図書の出しは、市立図書館の指導を受け、原則として、市立図書館の例により貸出しを行う。

###### (b) 夜間利用について

地元会議、学習グループ等による夜間利用の申込みがあるので、地域住民の要望にこたえ、研修室等の有効活用を図る。

###### (c) 実施事業について

- ・ふれあいセンターだよりを発行する。（年4回）
- ・ふれあいセンターまつりを開催する。（11月）
- ・関係機関と連携して成人講座、高齢者講座を開催する。
- ・子ども向け、親子向けの講座を開催する。
- ・まちづくりに関する講座・講演会等を開催する。

###### (d) 利用者等の要望の把握について

運営委員会は、住民の意思を十分に反映させるため、地域の連合自治会等の公共的団体の代表等で組織しているので、利用者等の要望の把握ができる。

また、利用頻度の高い学習グループには、日頃からの対話や会議で要望等について把握すると共に、常設アンケートを設置し、利用者のニーズを把握する。

なお、問題点等については、状況を精査し市関係課と協議を行い、改善策を検討するなど利用者視点に立った運営を行う。

###### (e) 地域との連携について

ふれあいセンターは、地域住民が積極的に参加・協力しやすいものでなければならないため、運営委員会は、地域の連合自治会等の公共的団体の代表等で組織しているので、地域住民と運営委員会が一体となり、業務に対する協力体制を整える。

また、連合自治会等の公共的団体の事業にも参加し、地域の問題点を共有することにより、地域の課題解決へ積極的に関与する。

#### (イ) 管理運営体制

所長1名、管理人及び夜間管理人数名

#### (ロ) 委託料見込み額

(単位：千円)

令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	合計
6,166	6,166	6,166	6,166	6,166	30,830

## シ 長崎市山里地区ふれあいセンター

## (ア) 提案内容

## a 経営方針について

地域住民の教養の向上、文化の振興及び社会福祉の増進を図り、地域住民の連帯意識の高揚等を目的とし、住民の自主的な地域活動を推進し、ふれあいセンターの効率的な運営を図ることにより、ふれあいのある住みよい地域づくりを推進する。

## b 運営について

## (a) 研修室等に関する利用の取扱いについて

研修室等の独占利用については、すべて事前（使用開始前まで）の申請を受けて、条例等に基づき審査をした上で利用を許可する。

図書の出しは、市立図書館の指導を受け、原則として、市立図書館の例により貸出しを行う。

## (b) 夜間利用について

地元会議、学習グループによる夜間利用の申込みがあるので、地域の要望にこたえ、研修室等の有効活用を図るため、弾力的に対応する。

## (c) 実施事業について

地域のニーズに合わせて、七夕まつり、クリスマス会、学習発表会、ふれあいセンターだよりの発行等を予定している。

## (d) 利用者等の要望の把握について

運営委員会は、住民の意思を十分に反映させるため、地域の連合自治会等の公共的団体の代表等で組織しているため、利用者等の要望の把握ができる。

また、利用頻度の高い学習グループには、学習グループ代表者会議で、要望等について把握する。

なお、問題点等については、市担当課と協議を行い、改善策を検討するなどの措置を行う。

## (e) 地域との連携について

ふれあいセンターは、住民が積極的に参加・協力しやすいものでなければならぬため、運営委員会は、地域の連合自治会等の公共的団体の代表等で組織しているので、住民と運営委員会が一体となり、ふれあいセンターの業務に対する協力体制を整える。

## (イ) 管理運営体制

所長 1 名、管理人及び夜間管理人 数名

## (ウ) 委託料見込み額

(単位：千円)

令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度	合 計
6,452	6,452	6,452	6,452	6,452	32,260

## 【参考】

### ス 長崎市西北・岩屋ふれあいセンター

#### (7) 提案内容

##### a 経営方針について

地域住民の教養の向上、文化の振興及び社会福祉の増進を図り、地域住民の連帯意識の高揚等を目的とし、住民の自主的な地域活動を推進し、ふれあいセンターの効率的な運営を図ることにより、ふれあいのある住みよい地域づくりを推進する。

##### b 運営について

###### (a) 研修室等に関する利用の取扱いについて

研修室等の独占利用については、すべて事前（使用開始前まで）の申請を受けて、条例・規則に基づき審査をした上で利用を許可する。

図書の出しは、市立図書館の指導を受け、原則として、市立図書館の例により貸出しを行う。

###### (b) 夜間利用について

地元会議、学習グループによる夜間利用の申込みがあるので、地域住民の要望にこたえ、研修室等の有効活用を図るため、弾力的に対応する。

###### (c) 実施事業について

- ・ふれあいセンターまつり等の開催を予定している。
- ・年4～5回の主催講座の開催を予定している。

###### (d) 利用者等の要望の把握について

運営委員会は、住民の意思を十分に反映させるため、地域の連合自治会等の公共的団体の代表等で組織しているため、利用者等の要望の把握ができる。

また、利用頻度の高い学習グループには、学習グループ代表者会議で、要望等について把握する。

なお、問題点等については、市担当課と協議を行い、改善策を検討するなどの措置を行う。

###### (e) 地域との連携について

ふれあいセンターは、地域住民が積極的に参加・協力しやすいものでなければならないため、運営委員会は、地域の連合自治会等の公共的団体の代表等で組織しているので、地域住民と運営委員会が一体となり、業務に対する協力体制を整える。

#### (イ) 管理運営体制

所長1名、管理人及び夜間管理人数名

#### (ウ) 委託料見込み額

(単位：千円)

令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	合計
6,150	6,150	6,150	6,150	6,150	30,750

## セ 長崎市橋地区ふれあいセンター

## (7) 提案内容

## a 経営方針について

地域における文化の振興及び社会福祉の増進を図るとともに、地域住民の教養の向上、連帯意識の高揚等を目的とする住民の自主的な地域活動を促進し、併せてふれあいセンターの効率的な運営を図ることにより、ふれあいのある住みよい地域づくりに貢献する。

## b 運営について

## (a) 研修室等に関する利用の取扱いについて

研修室等の独占利用については、すべて事前（使用開始前まで）の申請を受けて、条例等に基づき審査をした上で利用を許可する。

図書の出借・返却等は、市立図書館の指導を受け、市立図書館が構築する図書館システムを用いて運用する。

## (b) 夜間利用について

地域団体、学習グループによる夜間利用の申込みがあると考えられるので、利用者の要望に応えるとともに有効活用を図るため、弾力的に対応したい。

## (c) 実施事業について

## ・センターだよりの発行

A4版4ページ、年2回各4、600部発行

## ・センター主催講座の開催

年3回以上の開催

## ・開所時間の延長

夏季（4月～9月）9時から18時まで（1時間延長）

冬季（10月～3月）9時から17時30分まで（30分延長）

## (d) 利用者等の要望の把握について

運営委員会は、住民の意思を十分に反映させるため、地域の連合自治会等の公共的団体の代表等で組織しているので、利用者等の要望の把握ができる。

また、利用頻度の高い学習グループには、代表者会議で要望等について把握するよう努めたい。

問題点等については、市担当課と協議を行い、改善策を検討するなどの措置を行う。

## (e) 地域との連携について

運営委員会は、連合自治会等の地域の公共的団体の代表等で組織しているので、ふれあいセンターは、地域団体の情報交換の場としての機能を有するとともに地域団体が実施する地域活動をサポートする等の連携を行っていく。

## (4) 管理運営体制

所長1名、管理人及び夜間管理人数名

## (7) 委託料見込み額

(単位：千円)

令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	合計
7,082	7,082	7,082	7,082 <sup>1</sup>	7,082	35,410

## 【参考】

### ソ 長崎市浦上駅前ふれあいセンター

#### (7) 提案内容

##### a 経営方針について

地域住民の教養の向上、文化の振興及び社会福祉の増進を図り、地域住民の連帯意識の高揚等を目的とし、住民の自主的な地域活動を推進し、ふれあいセンターの効率的な運営を図ることにより、ふれあいのある住みよい地域づくりを推進する。

##### b 運営について

###### (a) 研修室等に関する利用の取扱いについて

研修室等の独占利用については、すべて事前（使用開始前まで）の申請を受けて、条例・規則に基づき審査をした上で利用を許可する。

図書の出しは、市立図書館の指導を受け、原則として、市立図書館の例により貸出しを行う。

###### (b) 夜間利用について

地元会議、学習グループによる夜間利用の申込みがあると考えられるので、地域住民の要望に応え、研修室等の有効活用を図るため、弾力的に対応する。

###### (c) 実施事業について

他のセンターの事例を参考にしながら、講座の実施などを検討したい。

###### (d) 利用者等の要望の把握について

運営委員会は、住民の意思を十分に反映させるため、地域の連合自治会等の公共的団体の代表等で組織しているので、利用者等の要望の把握ができる。

また、利用頻度の高い学習グループには、機会を捉えて要望等について把握するよう努めたい。

なお、問題点等については、市関係課と協議を行い、改善策を検討するなどの措置を行う。

###### (e) 地域との連携について

ふれあいセンターは、地域住民が積極的に参加・協力しやすいものでなければならないため、運営委員会は、地域の連合自治会等の公共的団体の代表等で組織しているので、地域住民と運営委員会が一体となり、ふれあいセンターの業務に対する協力体制を整える。

#### (イ) 管理運営体制

所長1名、管理人、足湯管理人及び夜間管理人数名

#### (ウ) 委託料見込み額

(単位：千円)

令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	合計
6,430	6,430	6,430	6,430	6,430	32,150

## タ 長崎市上長崎地区ふれあいセンター

## (7) 提案内容

## a 経営方針について

地域住民の教養の向上、文化の振興及び社会福祉の増進を図り、地域住民の連帯意識の高揚等を目的とし、住民の自主的な地域活動を推進し、ふれあいセンターの効率的な運営を図ることにより、ふれあいのある住みよい地域づくりを推進する。

## b 運営について

## (a) 研修室等に関する利用の取扱いについて

研修室等の独占利用については、すべて事前（使用開始前まで）の申請を受けて、条例・規則に基づき審査をした上で利用を許可する。

図書の出しは、市立図書館の指導を受け、原則として、市立図書館の例により貸出しを行う。

## (b) 夜間利用について

地元会議、学習グループによる夜間利用の申込みがあるので、地域住民の要望にこたえ、研修室等の有効活用を図るため、弾力的に対応する。

## (c) 実施事業について

- ・ふれあいセンターだよりの発行（年4回）
- ・ふれあいセンターまつりの開催
- ・地域の自治会・関係機関等と連携したイベントの実施、各種講座・講演会の開催

## (d) 利用者等の要望の把握について

運営委員会は、住民の意思を十分に反映させるため、地域の連合自治会等の公共的団体の代表等で組織しているので、利用者等の要望の把握ができる。

また、利用頻度の高い学習グループには、学習グループ代表者会議で、要望等について把握する。

なお、問題点等については、市関係課と協議を行い、改善策を検討するなどの措置を行う。

## (e) 地域との連携について

ふれあいセンターは、地域住民が積極的に参加・協力しやすいものでなければならないため、運営委員会は、地域の連合自治会等の公共的団体の代表等で組織しているので、地域住民と運営委員会が一体となり、業務に対する協力体制を整える。

## (イ) 管理運営体制

所長1名、管理人及び夜間管理人数名

## (ウ) 委託料見込み額

(単位：千円)

令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	合計
6,330	6,330	6,330	6,330	6,330	31,650

## 【参考】

### チ 長崎市式見地区ふれあいセンター

#### (ア) 提案内容

##### a 経営方針について

地域住民の教養の向上、文化の振興及び社会福祉の増進を図り、地域住民の連帯意識の高揚等を目的とし、地域住民の自主的な地域活動を推進し、ふれあいセンターの効率的な運営を図ることにより、ふれあいのある住みよい地域づくりを推進する。

##### b 運営について

###### (a) 研修室等に関する利用の取扱いについて

研修室等の独占利用については、すべて事前（使用開始前まで）の申請を受け、条例・規則に基づき審査をした上で利用を許可する。

図書の出しは、市立図書館の指導を受け、原則として、市立図書館の例により貸出しを行う。

###### (b) 夜間利用について

地域自治会、地域の学校関係会議、学習グループによる夜間利用の要望にこたえ、研修室等の有効利用を図るため、弾力的に対応する。

###### (c) 実施事業について

- ・各種主催講座の開催
- ・ふるさとまつりなど関係機関と連携した共催事業の実施
- ・ふれあいセンターだよりの発行

###### (d) 利用者等の要望の把握について

運営委員会は、住民の意思を十分に反映させるため、地域の連合自治会等の公共的団体の代表等で組織しているので、利用者等の要望の把握ができる。利用頻度の高い学習グループには、学習グループ代表者会議で、要望等について把握する。

問題点等については、市担当課と協議を行い、改善策を検討するなどの措置を行う。

###### (e) 地域との連携について

ふれあいセンターは、地域住民が積極的に参加・協力しやすいものでなければならないため、運営委員会は、地域の連合自治会等の公共的団体の代表等で組織しているので、地域住民と運営委員会が一体となり、業務に対する協力体制を整える。

#### (イ) 管理運営体制

所長 1 名、管理人及び夜間管理人 数名

#### (ウ) 委託料見込み額

(単位：千円)

令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度	合 計
6,330	6,330	6,330	6,330	6,330	31,650

## ツ 長崎市土井首地区ふれあいセンター

## (7) 提案内容

## a 経営方針について

地域住民の教養の向上、文化の振興及び社会福祉の増進を図り、地域住民の連帯意識の高揚等を目的とし、地域住民の自主的な地域活動を推進し、その拠点としてセンターの効率的な運営を図ることにより、ふれあいのある住みよい地域づくりを推進する。

## b 運営について

## (a) 研修室等に関する利用の取扱いについて

研修室等の独占利用については、すべて事前（使用開始前まで）の申請を受け、条例・規則に基づき審査をしてから利用を許可する。

図書の出しは、市立図書館の指導を受け、原則として、市立図書館の例により貸出しを行う。

## (b) 夜間利用について

地元会議、学習グループによる夜間利用の申込みがあるので、地域住民の要望に応え、研修室等の有効利用を図るため、弾力的に対応する。

## (c) 実施事業について

- ・各種主催講座の開催
- ・避難訓練の実施
- ・ふれあいセンターだよりの発行

## (d) 利用者等の要望の把握について

協議会は、住民の意思を十分に反映させるため、地域の連合自治会等の公共的団体の代表等で組織しているので、利用者等の要望の把握ができる。利用頻度の高い学習グループには、代表者会議で、要望等を把握する。

問題点等については、市と協議を行い、改善策を検討するなどの措置を行う。

## (e) 地域との連携について

ふれあいセンターは、地域住民が積極的に参加・協力しやすいものでなければならないため、協議会は、地域の連合自治会等の公共的団体の代表等で組織しているので、地域住民と協議会が一体となり、業務に対する協力体制を整える。

## (4) 管理運営体制

所長1名、管理人及び夜間管理人数名

## (5) 委託料見込み額

(単位：千円)

令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	合計
7,093	7,093	7,093	7,093	7,093	35,465

## 【参考】

### テ 長崎市木鉢地区ふれあいセンター

#### (7) 提案内容

##### a 経営方針について

地域住民の教養の向上、文化の振興及び社会福祉の増進を図り、地域住民の連帯意識の高揚等を目的とし、地域住民の自主的な地域活動を推進し、ふれあいセンターの効率的な運営を図ることにより、ふれあいのある住みよい地域づくりを推進する。

##### b 運営について

###### (a) 研修室等に関する利用の取扱いについて

研修室等の独占利用については、すべて事前（使用開始前まで）の申請を受け、条例・規則に基づき審査をした上で利用を許可する。

図書の出しは、市立図書館の指導を受け、原則として、市立図書館の例により貸出しを行う。

###### (b) 夜間利用について

地域自治会、地域の学校関係会議、学習グループによる夜間利用の要望にこたえ、研修室等の有効利用を図るため、弾力的に対応する。

###### (c) 実施事業について

幅広い年代層を考慮して、ふれあいセンター主催の学習講座、講習会、ふれあいセンターまつり等の開催及びふれあいセンターだよりの発行を予定している。

###### (d) 利用者等の要望の把握について

運営委員会は、住民の意思を十分に反映させるため、地域の連合自治会等の公共的団体の代表等で組織しているので、利用者等の要望の把握ができる。

また、利用頻度の高い学習グループには、学習グループ代表者会議で、要望等について把握する。

なお、問題点等については、市担当課と協議を行い、改善策を検討するなどの措置を行う。

###### (e) 地域との連携について

ふれあいセンターは、地域住民が積極的に参加・協力しやすいものでなければならないため、運営委員会は、地域の連合自治会等の公共的団体の代表等で組織しているので、地域住民と運営委員会が一体となり、業務に対する協力体制を整える。

#### (イ) 管理運営体制

所長 1 名、管理人及び夜間管理人 数名

#### (ウ) 委託料見込み額

(単位：千円)

令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度	合 計
6,707	6,707	6,707	6,707	6,707	33,535

## ト 長崎市晴海台地区ふれあいセンター

## (7) 提案内容

## a 経営方針について

地域住民の教養の向上、文化の振興及び社会福祉の増進を図り、地域住民の連帯意識の高揚等を目的とし、地域住民の自主的な地域活動を推進し、センターの効率的な運営を図ることにより、ふれあいのある住みよい地域づくりを推進する。

## b 運営について

## (a) 研修室等に関する利用の取扱いについて

研修室等の独占利用については、すべて事前（使用開始前まで）の申請を受け、条例・規則に基づき審査をしてから利用を許可する。

図書の出しは、市立図書館の指導を受け、原則として、市立図書館の例により貸出しを行う。

## (b) 夜間利用について

地元会議、学習グループによる夜間利用の申込みがあるので、地域住民の要望に応え、研修室等の有効利用を図るため、弾力的に対応する。

## (c) 実施事業について

- ・各種主催講座の開催
- ・アニメ映写会
- ・ふれあいセンターまつり等

## (d) 利用者等の要望の把握について

運営委員会は、住民の意思を十分に反映させるため、地域の連合自治会等の公共的団体の代表等で組織しているので、利用者等の要望の把握ができる。利用頻度の高い学習グループには、代表者会議で、要望等を把握する。

問題点等については、市と協議を行い、改善策を検討するなどの措置を行う。

## (e) 地域との連携について

ふれあいセンターは、地域住民が積極的に参加・協力しやすいものでなければならないため、運営委員会は、地域の連合自治会等の公共的団体の代表等で組織しているので、地域住民と運営委員会が一体となり、業務に対する協力体制を整える。

## (4) 管理運営体制

所長 1 名、管理人及び夜間管理人 数名

## (ウ) 委託料見込み額

(単位：千円)

令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度	合 計
7,101	7,101	7,101	7,101	7,101	35,505

## 【参考】

### ナ 長崎市小ヶ倉地区ふれあいセンター

#### (7) 提案内容

##### a 経営方針について

地域住民の教養の向上、文化の振興及び社会福祉の増進を図り、地域住民の連帯意識の高揚等を目的とし、地域住民の自主的な地域活動を推進し、ふれあいセンターの効率的な運営を図ることにより、ふれあいのある住みよい地域づくりを推進する。

##### b 運営について

###### (a) 研修室等に関する利用の取扱いについて

研修室等の独占利用については、すべて事前（使用開始前まで）の申請を受け、条例・規則に基づき審査をした上で利用を許可する。

図書の出しは、市立図書館の指導を受け、原則として、市立図書館の例により貸出しを行う。

###### (b) 夜間利用について

地域自治会、地域の学校関係会議、学習グループによる夜間利用の要望にこたえ、研修室等の有効利用を図るため、弾力的に対応する。

###### (c) 実施事業について

ふれあいセンター主催の健康づくりなどの各種講座や講習会、地域団体と連携した事業の開催及びふれあいセンターだよりの発行を予定している。

###### (d) 利用者等の要望の把握について

運営委員会は、住民の意思を十分に反映させるため、地域の連合自治会等の公共的団体の代表等で組織しているので、利用者等の要望の把握ができる。利用頻度の高い学習グループには、代表者会議で、要望等を把握する。

問題点等については、市担当課と協議を行い、改善策を検討するなどの措置を行う。

###### (e) 地域との連携について

ふれあいセンターは、地域住民が積極的に参加・協力しやすいものでなければならないため、運営委員会は、地域の連合自治会等の公共的団体の代表等で組織しているので、地域住民と運営委員会が一体となり、業務に対する協力体制を整える。

#### (イ) 管理運営体制

所長1名、管理人及び夜間管理人数名

#### (ロ) 委託料見込み額

(単位：千円)

令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	合計
7,001	7,001	7,001	7,001	7,001	35,005

## 二・長崎市深堀地区ふれあいセンター

## (7) 提案内容

## a 経営方針について

地域住民の教養の向上、文化の振興及び社会福祉の増進を図り、地域住民の連帯意識の高揚等を目的とし、住民の自主的な地域活動を推進し、深堀地区ふれあいセンターの効率的な運営を図ることにより、ふれあいのある住よい地域づくりを推進する。

## b 運営について

## (a) 研修室等に関する利用の取扱いについて

研修室等の独占利用については、すべて事前（使用開始前まで）の申請を受けて、条例や規則に基づき審査をしたうえで利用を許可する。

## (b) 夜間利用について

地元の会議、学習グループによる夜間利用の申し込みがあるので、地域住民の要望に応え、研修室等の有効活用を図るために、弾力的に対応する。

## (c) 実施事業について

- ・地域ネットワーク情報交換会
- ・深堀地区ふれあいまつり
- ・高齢者ふれあい食事会
- ・高齢者、成人、女性、青少年講座等

## (d) 利用者等の要望の把握について

深堀地区連合自治会や深堀地区の各種団体の代表者などで組織している深堀地区ふれあいセンター運営委員会が運営を行うので、地域住民や利用者の意思や要望等の把握が十分にできる。

また、利用頻度の高い学習グループについては、学習グループ代表者会議等を定期的で開催することから要望等を把握できる。

なお、運営上の問題点等については、市と協議を行いながら、利用者が利用しやすい体制を確立していく。

## (e) 地域との連携について

深堀地区連合自治会等公共的団体の代表者などで組織している深堀地区ふれあいセンター運営委員会が深堀地区ふれあいセンターの管理運営を担っていることから深堀地区住民と一体になって協力体制をとることができる。

## (i) 管理運営体制

所長 1 名、管理人及び夜間管理人 数名

## (7) 委託料見込み額

(単位：千円)

令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度	合 計
7,312	7,312	7,312	7,312	7,312	36,560

## 【参考】

### (2) 共通仕様書

## 【長崎市〇〇ふれあいセンター】管理運営業務仕様書

長崎市〇〇ふれあいセンターの管理運営を行う指定管理者の業務内容及びその範囲については、この仕様書によるものとする。

## I 基本的事項

### 1 業務の目的

本業務は、市民の教養の向上、文化の振興及び社会福祉の増進を図り、地域住民の連帯意識の高揚に資するため設置された「長崎市〇〇ふれあいセンター」の利用者が、安全で快適に利用するための円滑な運営及び施設設備の適切な維持管理を行うことを目的とする。

### 2 管理運営の基本的な考え方

円滑な運営及び適切な維持管理を行うにあたり、指定管理者は法令や条例等を遵守するとともに、あわせて次の事項を遵守すること。

- (1) 施設設置の趣旨に則した管理運営に最大の努力を行うこと。
- (2) 利用者が行う活動を有意義なものとするための公共施設としての運営を行うこと。
- (3) 利用者の意見や要望を聞き管理運営に反映させるなど、利用者本位の運営を行うこと。
- (4) 環境負荷の低減と施設の保全に努め、効率的な施設運営を行い経費縮減に努めること。
- (5) 『長崎市個人情報保護条例』に従い、個人情報の管理及び保護を行うこと。
- (6) 災害時、緊急時に備えた危機管理計画を作成し、職員に徹底すること。

### 3 開所時間、休所日

利用者の要望に応え、開所時間、休所日を変更する場合には、市と協議するものとする。

- (1) 開所時間 午前9時から午後5時までの時間帯を基本とする1日8時間以上
- (2) 休所日 毎週日曜日又は毎週月曜日及び年末年始（1月1日から同月3日まで及び12月29日から同月31日までの期間内）

### 4 職員配置

適切な管理運営業務を実施するため、必要な有資格者及び経験者等を確保し、適正な職員の配置を実施すること。

- (1) 設備等の保守管理及び施設内外の清掃等、各種業務における責任体制を確立するため責任者として所長を配置すること。
- (2) 職員の勤務体制は、施設の管理運営に支障がないように配慮するとともに、利用者の要望に応えられるものとする。

### 5 法令等の遵守

ふれあいセンターの管理運営にあたっては、本仕様書のほか、長崎市ふれあいセンター条例（昭和62年長崎市条例第22号）、長崎市ふれあいセンター条例施行規則（平成8年長崎市規則第12号）

並びに関連法令等を遵守し、適正な管理を行うこと。

## 6 危機管理対応

指定管理者は、非常時、緊急時に対応できる防災計画書を作成すること。

- (1) 自然災害、人為災害、事故及び自らが原因者・発生源になった場合等のあらゆる緊急事態、非常事態、不測の事態には、遅滞なく適切な措置を講じたうえ、市をはじめ関係機関に通報すること。
- (2) 火災、事故等の緊急時における利用者に対する避難誘導及び関係機関への通報を行うこと。
- (3) その他利用者に対する対応に万全を期すること。

## 7 個人情報の保護と情報公開

- (1) 業務上知り得た個人情報については、長崎市個人情報保護条例（平成 13 年長崎市条例第 27 号）及び長崎市特定個人情報保護条例（平成 27 年長崎市条例第 25 号）により適正に取扱うこと。
- (2) 指定管理者がふれあいセンターの管理運営のために保有している文書等について、市に情報公開請求があった場合、長崎市情報公開条例（平成 13 年長崎市条例第 28 号）の規定に準じて公開するものとする。

## 8 環境に対する取り組み

長崎市は環境マネジメントシステムに取り組んでいることから、施設の管理運営にあたっては環境への負荷低減対策を実行・記録し、適宜結果を報告するなど環境に配慮した施設管理を行うこと。

## 9 物品の帰属

指定管理者は、市が貸与する物品等について、長崎市会計規則（昭和 39 年長崎市規則第 21 号）に定められた備品台帳など備えて適正に管理すること。また、故意又は過失など指定管理者の責により市が貸与する物品等を毀損滅失したときは、当該物と同等の機能及び価値を有するものを購入又は調達すること。

## 10 賠償責任

ふれあいセンターの管理運営を行うにあたり、指定管理者の行為が原因で利用者に損害を与えた場合は、国家賠償法第 1 条の規定により、施設の設置者である市が賠償責任を負うが、市は、市が負ったその賠償について指定管理者に対して請求を行うことができる。

## 11 管理運営に係る経費

指定管理者がふれあいセンターの管理運営を行うために要する経費は、市からの委託料及び利用料金を充てる。

## 12 センター主催講座の実施

センター主催講座を年に 2 回以上実施すること。

## 【参考】

### 13 利用状況報告書の提出

指定管理者は、利用状況報告書を毎月作成し、翌月の15日までに市に提出すること。その他、特に報告が必要な場合においては、適宜市へ報告すること。

### 14 業務の全部又は主要な部分の委託の禁止

指定管理者は、業務の全部又は主要な部分を第三者に委託し、又は請け負わせないこと。

### 15 指定管理者に対する監督・監査

- (1) 市は、指定管理者が管理するふれあいセンターの適正な運営を期するため、指定管理者に対して、当該業務内容又は経理の状況に関し報告を求め、実地について調査し、又は必要な指示をすることができる。
- (2) 市は、指定管理者が市の指示に従わない時及び、その他当該指定管理者による施設管理を継続することが適当でないとき認めるときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて管理業務の全部又は一部の停止を命ずることができる。
- (3) 市は、必要と認めるときは、指定管理者が行うふれあいセンター管理運営業務に関する出納関連の事務について監査を行うことができる。

### 16 利用者アンケートの実施

指定管理者は、サービスの向上や利用者の増加が図られるなどの効果があったか厳正に評価するための利用者アンケートを実施し、ふれあいセンター利用者の意見又は苦情等を聴取して行った業務への改善状況等について市に報告すること。

### 17 事務の引継ぎ等

指定管理者は、本業務の終了に際し、市が指定する日までに管理する一切の事務を整理し、自らの費用負担により、市または市が指定するものに対して事務の引継ぎを行うこと。

### 18 責任分担

ふれあいセンターの管理運営に伴う責任分担については、別紙「責任分担表」に定めるとおりとする。

### 19 協議

指定管理者は、この仕様書に規定するほか、指定管理者の業務の内容及び処理について、疑義が生じた場合は長崎市と協議し決定すること。

## Ⅱ 管理業務

### 1 管理する施設

指定管理者が管理する施設は次のとおり。

- (1) 名 称 長崎市〇〇ふれあいセンター
- (2) 所 在 地 長崎市〇〇
- (3) 建物概要 〇〇
- (4) 施設概要 〇〇

### 2 施設の利用許可等

指定管理者は、ふれあいセンターの利用許可権限を有することになる。許可に際しては、利用内容が公共施設の目的に沿ったものであることを確認するとともに、平等な利用を図らなければならない。なお、ふれあいセンターの利用に係る具体的な事務は次のとおりとする。

- (1) 入場の制限
- (2) 施設利用料金の徴収
- (3) 予約の受付、利用団体の利用の調整等
- (4) 利用者への利用上の注意説明
- (5) 図書の貸し出し、整理等（図書オンラインを含む）

### 3 利用者への対応

利用者本位の運営を行い、親切丁寧な対応を心がけ、常にサービスの向上に努めること。

- (1) 窓口での対応、施設案内、利用状況の巡視及び安全指導
- (2) 物品の貸与、収納、整理整頓、簡易な修理
- (3) ふれあいセンターへの各種問い合わせへの対応
- (4) 負傷者、急病人等への応急対応並びに関係機関への連絡
- (5) 年少者、高齢者、障害者等への配慮

### 4 トラブルへの対応

- (1) 要望や苦情、トラブル等は、迅速、適切に処理すること。
- (2) 指定管理者への要望、苦情等で重要なものは、速やかに市に報告すること。

### 5 施設の運転管理等

指定管理者は、合同庁舎内のふれあいセンターにかかる施設設備の運転、維持管理及び保全を行うとともに、効率的な運営を図り環境負荷を低減させること。

- (1) ふれあいセンターが保有している諸設備全般の運転と保守管理  
（電気、給水、消防設備、その他の施設設備等）

### 6 施設利用料金の徴収

指定管理者は、施設利用料金の徴収にあたっては、関係法令、条例及び規則に従い徴収事務を行うこと。

- (1) 施設利用料金の徴収は、許可の際に行うこと。

## 【参考】

- (2) 利用料金等の徴収に係る関係書類を備え付け、徴収した金額を常に明らかにしておくこと。
- (3) 検査その他必要により、利用料金等の徴収に係る関係書類の提出を求められたときは、これに従うこと。
- (4) 市は、必要があると認めるときは、利用料金等の徴収に係る関係書類の提出を求め検査することができる。

### 7 施設利用料金の減免及び還付

指定管理者は、施設利用料金の減免及び還付基準を遵守し、実施にあたっては市と協議すること。

### 8 原状回復義務

指定管理者は、指定の期間が満了したとき、ふれあいセンター及び設備を速やかに原状に回復すること。

### 9 施設における自主事業の実施

施設の性格や設置目的に沿い、施設利用者の利便性の向上や、施設の魅力を高めるために効果的であると認められる場合は、長崎市との協議により、指定管理者独自の自主的な事業を行うことができる。

自主事業に係る経費については全て指定管理者の負担とし、自主事業により得た収入については指定管理者の収入とすることができるが、損失が発生した場合は、全て指定管理者の負担となる。

なお、自主事業を行う場合、あらかじめ長崎市に実施計画案を提出し、長崎市の承認を得たうえで実施する。また、必要に応じて施設の使用許可や市から目的外使用許可を受け、施設の利用に係る使用料等を納付する必要がある。施設の改修等を行う場合は、長崎市から加工承認等を得て実施する必要がある。指定の期間が満了したとき、又は指定の取消しが行われたときは、原則として、指定管理者は、自己の負担において速やかに原状に回復しなければならない。

### 10 施設の修繕

#### (1) 市が行う修繕

計画修繕及び(2)で定める指定管理者が行う修繕以外の修繕及び市が委託料に含めて支払う〇〇万円の修繕料を超える修繕については、市が行う。

#### (2) 指定管理者が行う修繕

空調機器や給排水設備などの付属設備や備品の故障、雨漏りなど施設運営において緊急を要する修繕については、責任分担表に示すとおり市が委託料に含めて支払う〇〇万円の修繕料の範囲内で指定管理者において対応するものとする。

#### (3) 修繕の執行

修繕の執行（業者選定、見積徴取、契約等を含む。）は長崎市契約規則（昭和39年規則第26号）に準じて行うこと。

なお、業者選定については、長崎市内に本社を有する長崎市建設工事等競争入札参加者の資格審査及び選定要綱（昭和55年8月1日施行）第11条に規定する有資格者名簿又は長崎市物品等競争入札参加者の資格審査及び選定要綱（昭和63年12月1日施行）第11条に規定する有資格者名簿に登録されている者（以下「有資格者」という。）を優先して行うこと。

## 【参考】

### (4) 修繕費の精算

指定管理者は、修繕料に係る委託料について、支出の内訳を明らかにした精算書を作成し、市が指定する日までに市に提出するものとし、精算した結果、残金を生じたときは、市が指定する日までに市に残金を返還しなければならない。

## 11 その他

- (1) 備品台帳の整備と所在の確認
- (2) センター主催講座の周知やふれあいセンター利用促進等を行うほか、他の公共施設のポスターの掲示及びチラシ配布等、PRの相互協力
- (3) 市への各種報告書類を含め、必要な統計基礎資料の作成

【参考】

別紙 責任分担表

項 目		長崎市	指定管理者
制度・法令変更	施設管理運営に影響を及ぼす法令等の変更	○	
	指定管理者自身に影響を及ぼす法令等の変更		○
税制度の変更	施設管理運営に影響を及ぼす税制変更	○	
	一般的な税制変更		○
物価変動	物価変動に伴う経費の増		※○
運営費の膨張	人件費等の運営費の膨張		※○
利用者の変動	長崎市の事情による利用者の減	○	
	当初の事業計画の利用者見込みとの相違		○
利用料金の未収	利用料金の未収による収入減		○
自主事業リスク	自主事業の実施に伴い発生するリスク		○
施設設備等の損傷	管理上の瑕疵による施設・設備・備品の損傷		○
	経年劣化等管理上の瑕疵によらない施設・設備・備品の損傷	協議事項	
損害賠償	管理上の瑕疵による施設・設備・備品の不備による事故や火災等に伴う利用者への損害		○
	管理上の瑕疵によらない施設・設備・備品の不備による事故や火災等に伴う利用者への損害	協議事項	
運営リスク	管理上の瑕疵（指定管理者の責）による施設・設備・備品の不備による事故や火災等に伴う臨時休所等の運営リスク		○
	管理上の瑕疵によらない（長崎市の責による）施設・設備・備品の不備による事故や火災等に伴う臨時休所等の運営リスク	○ （責任の範囲については協議する）	
不可抗力	自然災害等による施設・設備・備品の損傷、利用者への損害、臨時休所等に伴う運営リスク	協議事項	
指定期間開始前の準備及び業務引き継ぎにかかる費用負担			○
運営管理（企画調整、利用指導、案内、警備、苦情対応）			○

## 【参考】

項 目	長崎市	指定管理者
維持管理（清掃、施設及び設備等日常点検、安全衛生管理）		○
維持管理（施設保守点検、設備等法定点検）	○	
維持管理（修繕） ※概算払いで支払われた委託料（修繕費）の範囲内		○
管理事務所、倉庫等の物品管理		○
有料施設の利用の許可（受付、許可、料金徴収業務）		○
使用許可の受付・交付事務		○
災害時対応（待機連絡体制確保、被害調査・報告、応急措置）		○
利用料金の収受		○
施設の目的外使用許可及び目的外使用料の徴収	○	
施設の法的管理（占用許可等）	○	
施設の整備、改修	○	
災害時対応（待機連絡体制確保、被害調査・報告、応急措置）における指示等	○	
災害復旧（本格復旧）	○	

※ 指定管理者の継続に重大な影響を及ぼすものについては、その都度協議します。

<本責任の分担のほか疑義があるものについては、その都度協議します。>